平成２３年（フ）第１７号
三重県津市久居緑が丘町２丁目18番地４、前住所三重県伊賀市上野桑町1659番地
債務者　永井　敬三
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１８号
三重県津市久居緑が丘町２丁目18番地４、前住所三重県伊賀市上野桑町1659番地
債務者　永井　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２４号
広島市安佐南区東野３丁目６－９－502、住民票上の住所大津市中庄１丁目15番18号　クレストビル３Ｆ
債務者　吉井　高司
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田村　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
滋賀県守山市金森町640番地の51
債務者　久保田　修
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
滋賀県湖南市吉永187番地10、前住所大津市一里山５丁目36番41号
債務者　中野さえ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　康喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１号
大津市大平１丁目５番25―201号
債務者　高尾　　衛
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７２号
滋賀県湖南市岩根中央２丁目62番地、前住所滋賀県蒲生郡日野町いせの84番地
債務者　高尾　政將
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７０号
熊本県玉名市六田35―６、住民票上の住所熊本県宇土市新開町1205番地
債務者　田代　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５０号
宮崎県小林市北西方347番地　出水千津子方、住民票上の住所大阪府大阪市東淀川区大桐２丁目８番４―105号
債務者　出水　慎一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３６２９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幸田136番地１
債務者　三木　富夫
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢崎　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４２号
鹿児島県鹿児島市松原町15番22号　コーポ野澤408号
債務者　坂元　美枝
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　海雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４８号
愛知県一宮市東加賀野井字江西120番地
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６１号
愛知県一宮市小信中島字西五反田34番地１
債務者　岡本　敏數
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６６号
北海道二海郡八雲町東町174番地14
債務者　藤田由美子（旧姓相内）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
群馬県太田市藪塚町1863番地17
債務者　中島　映子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０号
岐阜県海津市南濃町津屋2319番地２
債務者　渡部亜希子（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
岐阜県揖斐郡大野町大字上秋1115番地５
債務者　棚橋　千春
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係